

「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に
関するガイドライン」(改定案)に対する意見募集結果

2026 年7月 27 日

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会

「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン」(改定案)に対する意見募集で寄せられた意見

- 意見募集期間:2026 年7月3日(金)～同月 16 日(木)
- 意見提出数:22 件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

	意見提出者
1	一般社団法人日本インタラクティブ広告協会
2	個人(21 件)

「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン」
(改定案) に対する意見及びこれに対する考え方 (案)

意見(1)	考え方(1)
総論 今般の改正に当たっては、インターネット広告特有の実務的・技術的・機能的特性を踏まえた対応が不可欠であると考えております。今後、インターネット広告に関係する法令、制度又は施策を検討する際には、これらの特性を十分に踏まえた実効性のある制度設計とするため、インターネット広告に関する専門的知見を有し、その実務及び技術的特性に精通した広告関係団体に対し、検討段階から参画の機会を設けていただきますよう要望いたします。 【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】	頂いた御意見について、インターネット上のなりすまし広告対策については、関係省庁や関係事業者と連携して進めることが重要であると考えています。
意見(2)	考え方(2)
「2-1-3(3)なりすまし型偽投資広告」について 本改正に基づく施策を実施するに当たっては、「なりすまし型偽投資広告」に該当するか否かを調査・判定する過程では、当該人物やその代理人に直接確認することができない場合など、当該人物の同意の有無を確認することが実務上困難なケースが想定されます。また、著名人ではない場合には、当該人物の実在性自体の確認が困難な場合もあり得ます。こうした実務的・技術的な制約を踏まえ、ガイドラインの運用に当たっては、事業者に過度な負担が生じることのないよう、実務面及び技術面へのご配慮をいただくよう要望いたします。 【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】	頂いた御意見については、今後のガイドラインに関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見(3)	考え方(3)
「2-1-3(3)なりすまし型偽投資広告」について 本改正に基づく施策を実施するに当たっては、インターネット広告の機能的特性として、掲載媒体の運営者とは異なる事業者により配信された広告が掲載される場合があることから、迅速かつ実効的に対応を行うためには、当該広告を管理又は配信する事業者を把握することが必要となる場合がある点や、場合によっては把握	頂いた御意見について、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」(以下「違法情報ガイドライン」といいます。))は、P2「本ガイドラインの目的」に記載のとおり、特

し切れないケースもある点に、ご留意いただきますようお願いいたします。このため、通報に当たっては、可能な限り当該広告を特定するための情報が含まれるよう、関係諸機関とも連携の上、運用いただくよう要望いたします。 【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】	定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「情プラ法」といいます。）第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合」を例示したものであり、通報に係る手続を定めたものではありませんが、頂いた御意見については、関係省庁にも共有しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見(4)	考え方(4)
「2-1-3(3)なりすまし型偽投資広告」について 本改正に基づく施策を実施するに当たり、「なりすまし型偽投資広告」について広告関連事業者が通報内容を迅速かつ実効的に検証するためには、事業者において当該広告を同定するために必要な情報が、通報時に併せて提供されることが重要である旨、ご留意いただきますようお願いいたします。 具体的には、インターネット広告には多様な配信形態が存在し、その技術的・機能的特性によっては、掲載媒体のウェブサイトURL、遷移先URL又は当該広告のスクリーンショットのみでは対象広告を同定できず、当該広告を管理・配信する事業者及び当該事業者が提供するシステムに応じた広告ID等の広告を一意に特定するための情報が必要となる場合があります。このため、通報に当たっては、可能な限りこれらの情報が含まれるよう、関係諸機関とも連携の上、運用いただくよう要望いたします。 【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】	頂いた御意見について、違法情報ガイドラインは、情プラ法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合」を例示したものであり、通報に係る手続を定めたものではありませんが、頂いた御意見については、関係省庁にも共有しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見(5)	考え方(5)
「2-1-3(3)なりすまし型偽投資広告」について インターネット広告の特性として、特定の広告について削除等の対応を行った場合であっても、同一又は酷似した広告が配信・掲載されることがあります。このため、利用者に対して、通報に基づく削除対応が行われていないとの印象を与える可能性があります。本改正に基づく施策を実施するに当たり、事業者による対応状況を評価するに当たっては、このようなインターネット広告の特性についてご留意いただくよう要望いたします。 【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】	頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

意見(6)	考え方(6)
本改定案に賛成いたします。 特に、2-1-3「なりすまし型偽投資広告」を違法情報の例として明記することは、近年のSNS等における投資詐欺被害の抑止に有効であると考えます。 その上で、生成AIの普及を踏まえ、ガイドライン上の説明に、広告本文だけでなく、画像、音声、動画、対談風記事、本人の発言を装う文章、広告遷移先、外部チャットへの誘導等を含めて総合的に判断できる旨を補足することを提案します。 現在のなりすまし型偽投資広告では、著名人の氏名を無断使用するだけでなく、生成AIにより本人に似せた顔写真、動画、音声、発言文、インタビュー記事風の画面等が組み合わせられることがあります。利用者は、個々の要素だけでなく、それらが一体となった広告表現や誘導導線によって、本人が投資商品や投資手法を推奨しているものと誤認しやすくなります。 また、SNS上の投稿自体には限定的な文言しか記載されていなくても、リンク先の広告ページ、登録フォーム、LINE等の外部チャット、投資セミナー風ページなどを通じて、なりすまし型偽投資広告としての実質が形成される場合があります。 したがって、送信防止措置の実施基準を策定する大規模特定電気通信役務提供者が、投稿単体の文言だけでなく、広告素材、アカウント表示、リンク先、遷移先、外部サービスへの誘導を含む一連の導線を確認し、名義人と作成者との人格の同一性を偽っているか、利用者に真正な推薦・証言・投資実績であると誤認させるおそれがあるかを判断できるよう、ガイドライン上で明確化することが望ましいと考えます。 【個人】	本改定案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、頂いた本改定案の2-1-3「なりすまし型偽投資広告」の記載に関する御意見について、当該記載は刑法に係るものも含まれているところ、法務省や警察庁にも共有し、今後のガイドラインに関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見(7)	考え方(7)
本改定案に賛成いたします。 特に、なりすまし型偽投資広告及び送金犯罪に関する依頼・誘引行為を、送信防止措置の対象となり得る違法情報の例として明記することは、利用者保護及び被害拡大防止の観点から重要であると考えます。 その上で、大規模特定電気通信役務提供者による運用状況の透明性確保について、より実態が把握しやすい形での公表を促す記載を追加することを提案します。 なりすまし型偽投資広告や送金犯罪の誘引は、単に個別投稿を削除すれば足りるものではなく、広告出稿、通常投稿、偽アカウント、リンク先サイト、外部チャットへの誘導、再投稿、再広告などが組み合わさって流通す	本改定案に対する賛同の御意見として承ります。 また、頂いた御意見について、違法情報ガイドラインは、情プラ法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。）」がある場合」を例示したものであり、違法情報ガイドラインをもってプラットフォーム事業者に対して新たな義務を課すもの

る場合があります。そのため、削除件数や対応件数のみをまとめて公表しても、どの経路で被害誘導が行われ、どの部分に対応が集中しているのかが分かりにくいおそれがあります。 したがって、法第 28 条に基づく措置の実施状況等の公表に当たっては、可能な範囲で、少なくとも「広告」「通常投稿」「アカウント」「リンク先誘導」「外部サービスへの誘導」「再投稿・再広告」等の区分を設け、なりすまし型偽投資広告及び送金犯罪誘引に関する対応状況を把握できるようにすることが望ましいと考えます。 また、違反情報の削除件数だけでなく、同一又は類似の広告・アカウント・誘導先が繰り返し出現した場合の対応状況についても、集計可能な範囲で公表されることが望ましいと考えます。これにより、利用者、被害者、行政、事業者が、被害の発生経路や再発傾向を把握しやすくなり、実効的な被害防止につながると考えます。 なお、公表内容については、違反者による回避を助長しないよう、具体的な検知手法や審査基準の詳細まで開示する必要はなく、利用者保護と悪用防止のバランスを踏まえた集計的・類型的な公表で足りると思えます。 【個人】	ではなく、また運用状況の透明化に関する事項を示したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。
意見(8)	考え方(8)
【該当箇所】 違法情報ガイドライン(改定案)全体、および「第3 違法情報の該当性」における追加項目(送金犯罪の依頼・誘引等) 【意見の要旨】 本ガイドライン改定案に強く賛同します。特に「送金犯罪の依頼・誘引等(闇バイト)」が違法情報として明確化されたことを支持し、SNS のみならず、求人検索エンジンや単発バイトアプリ等のプラットフォーム事業者に対しても、迅速かつ徹底的な事前審査・削除措置(実務)を強力に指導するよう求めます。 【具体的な意見および理由】 1. 闇バイトおよび違法な求人情報の厳格な排除について 現在、X 等の SNS だけでなく、Indeed や単発バイトマッチングアプリのような一般的な求人プラットフォームにおいても、明らかに不自然な高額報酬を謳う闇バイト(特殊詐欺の受け子・出し子等)や、売春を隠語で誘引す	本改定案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、頂いた御意見については、違法情報ガイドラインは、大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置の実施に関する基準を策定するに当たり、情プラ法第 26 条第 1 項第 2 号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。)がある場合」を例示したものであり、違法情報ガイドラインをもってプラットフォーム事業者に対して新たな義務を課すものではありません。

るような悪質な募集が多数放置されており、一人の利用者として強い憤りを感じています。これらがガイドライン上明確な違法情報と位置づけられ、事業者が即時削除に踏み切れるようになる本改定案を全面的に支持します。 2. プラットフォーマーの「事前審査のザル化」に対する指導強化 プラットフォーム事業者は「場を提供しているだけ」という言い逃れをやめ、犯罪の温床を放置している社会的責任を自覚すべきです。ユーザーからの通報ベースの事後対応では遅すぎます。総務省には、本ガイドラインを根拠として、各事業者に対し、求人掲載時・広告出稿時の厳格な事前審査(AIによる不正検知や目視監視の強化)を徹底し、違法情報を水際でブロックする実務体制の構築を強く要求してください。 3. 対応が不十分な悪質事業者へのペナルティの検討 明らかな違法求人や犯罪誘引情報を放置し続けるプラットフォームの怠慢は、もはや犯罪の幫助に等しいと言えます。総務省におかれては、今回のガイドライン改定を第一歩とし、制定後も是正が見られない事業者に対しては、行政指導やペナルティ(罰則)を伴うより強力な法規制も視野に入れ、極めて厳格な姿勢で臨み続けていただくことを期待します。 【個人】	
意見(9)	考え方(9)
未承認医薬品等の広告、医薬品等の、化粧品、医療機器等の効能、効果等に関する虚偽、誇大広告を医薬品や化粧品、医療機器等だけではなく、虚偽または誇大宣伝としてまとめて規制し、特に情報通信上の新たな医薬品などの非合法のアナログ、プロドラッグ、試薬品のものを販売することの行為自体が包括的に規制されない限り堂々巡りだと思えます。問題点は広告や宣伝の紹介やゲートウェイが危険ではないように隠蔽しているケースがよく見られます。医薬品などに限った話ではなく、仮想通貨の詐欺や振り込め詐欺の不法性の高い行為に及ぶためには、なんらかの広告や宣伝を行うプロキシとしての仲介者が責任を負わない現状のために虚偽、誇大広告を規制する必要があると思えます。 【個人】	頂いた御意見について、違法情報ガイドラインは、情プラ法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。)がある場合」を例示したものであり、あくまで例示の一つとして医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定内容を記載したものであり、違法情報ガイドラインによって、「虚偽、誇大広告」を含むインターネット上の情報に関して新たに規制を行うものではありません。
意見(10)	考え方(10)
・当ガイドライン改定案の内容に賛同します。本改定案は、権利侵害情報及び法令違反情報への対応に関す	本改定案に対する賛同の御意見として承ります。

る基準を明確化するとともに、送信防止措置の運用に係る透明性及び実効性の向上を図るものであり、安全・安心なインターネット利用環境の整備に資するものと考えます。 その一方で、本ガイドラインが目指す権利侵害情報及び法令違反情報への対処の実効性を更に高めるためには、送信防止措置に関する取組に加え、発信者情報開示制度の実効性向上も重要であると考えます。 近年、発信者情報開示請求においては、発信者の特定に当たり、IPアドレス、タイムスタンプ及びポート番号等の情報が不可欠となっています。しかしながら、プラットフォーム事業者においてこれらの情報が十分に保有・管理されていないことにより、発信者の特定に至らない事例も生じているほか、関係する通信事業者において追加的な調査や情報照会への対応が必要となるなど、人的・物的負担の増加につながっています。 ・このような状況は、被害者救済や権利侵害情報・法令違反情報への対応の実効性にも影響を及ぼし得ることから、今後の制度検討において、プラットフォーム事業者による発信者情報(IPアドレス、タイムスタンプ、ポート番号等)の適切な保有・管理のあり方についても議論を進めていただきたいと思います。 【個人】	また、発信者情報開示制度に関する御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見(11)	考え方(11)
意見内容： 昨今の SNS 広告において、広告主の審査体制の不備を突く形で、偽情報、詐欺サイトへの誘導、あるいは権利侵害を伴うグレーな広告が後を絶たない現状を危惧しております。現在、個別の広告が通報により削除されても、同種の広告が短期間で大量に再出稿される「たちごっこ」の状態が続いており、広告審査および事後対応の抜本的な強化が求められています。 つきましては、今回のガイドライン改定にあたり、以下の 3 点を強く要望いたします。 1. 広告主単位での厳格なペナルティ制度の導入 個別の広告を停止するだけでは抑止力として不十分です。重大な権利侵害や詐欺的行為が認められた場合、当該広告主(企業)の広告アカウントを即時凍結し、SNS 上での全ての広告出稿を一定期間停止できるルールを明文化すべきです。繰り返しの違反を行う悪質な広告主に対しては、広告出稿権限を永久に剥奪するなどの措置も検討してください。 2. 広告審査基準と法的責任の明確化	頂いた御意見について、違法情報ガイドラインは、情プラ法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。)がある場合」を例示したものであり、違法情報ガイドラインをもってプラットフォーム事業者に対して新たな義務を課すものではないため、原案のとおりとさせていただきます。

SNS 事業者が、広告主の支払い能力を優先し、広告の適法性審査を疎かにすることを許容してはなりません。広告主が「広告費が高い」という理由だけで審査基準を下げている現状を是正するため、違法広告が発生した際の SNS 事業者の責任を明確化し、審査体制の透明性と実効性を担保する仕組みを構築してください。 3. 外国企業に対する抑止力の強化と規制導入 外国企業が運営する SNS プラットフォームが、政府の要請や国内法を軽視し、実効性のある対応を行っていないケースが散見されます。悪質な広告が横行し、消費者の安全が脅かされる事態が続く場合、国内でのサービス提供の一部制限や、国内における使用停止処分などの強力な制裁措置(抑止力)を導入することを、法規制の枠組みの中で早急に検討してください。 以上、インターネット上の安心・安全な環境を構築し、被害を未然に防ぐため、実効性の高いガイドラインへの修正を強く求めます。 【個人】	
意見(12)	考え方(12)
昨今、詐欺的な広告が日本国内に流通し、多くの日本国民に深刻な悪影響を及ぼしている。違法な広告を削除するのみならず、広告主に対し、執行猶予がつかない懲役刑を課し、売上金全額以上を没収すべきと考える。また、Meta のような、売上のために違法な広告を放置するようなプラットフォームに対しても、数千億円規模の懲罰的な罰金を課すようにすべき。 【個人】	頂いた御意見について、違法情報ガイドラインは、情プラ法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。）」がある場合」を例示したものであり、違法情報ガイドラインをもってプラットフォーム事業者に対して新たな義務を課すものではありません。
意見(13)	考え方(13)
P10(3)違法・有害情報への共通する対応 通報されたアカウントやコンテンツを処分する前に、本当に削除対象であるか各企業の担当者が判断していると思われるが、その判断についてどのようなルールを設けているのかが不明である。 ルールがあったとしても、個人の政治思想や宗教観の中では問題なしの扱いとされ、削除されるべき内容が放置される問題が発生している可能性を考慮できていないため、複数人で判定するなど、削除されるべき情報が放置される問題が発生しない仕組みを明確に設定すべきではないか。	頂いた御意見について、情プラ法第26条においては、大規模特定電気通信役務提供者に対し、送信防止措置の実施に関する基準等の公表が義務付けられています。なお同法第23条において、大規模特定電気通信役務提供者は、権利侵害情報に関して被侵害者から同法第22条が定める方法に従って侵害情報送信防止措置を講ずるよう申

	【個人】	出があったときは、当該申出に係る侵害情報の流通によって当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、遅滞なく必要な調査を行うことが義務付けられており、また、同法第24条において、同法第23条の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、侵害情報調査専門員を選任することが義務付けられています。
意見(14)		考え方(14)
名誉棄損の例外として、 「仮に摘示された事実が真実でなくても行為者において真実と信ずるについて相当の理由がある場合には、故意もしくは過失がなく、名誉毀損は成立しない」 と有るが、いわゆる「陰謀論」や「デマ動画」を信用して行ったものまで含まれるのでは、ほとんどの誹謗中傷が名誉棄損から外されてしまうのではないか。 判例として挙げているが、既に 高市総理大臣のデマ動画事件などで、「当人の思い込み」による誹謗中傷も、名誉棄損になると 上書き判断が出ているはずだ。 あくまで 誹謗中傷で訴えられた側が 事実であると証明できない限り、名誉棄損として扱うべきではないか。 (そうでなければ、昨今のデマ動画・デマ投稿の抑止にならない)	【個人】	頂いた御意見については、本改定案の改定箇所ではありませんが、御指摘の記載は判例で摘示された内容を記載したものであり、違法情報ガイドラインをもって名誉毀損に関する法的解釈を行っているものではありません。
意見(15)		考え方(15)
デマ投稿やフェイク動画等も対象になってはいるものの、「事実でなくとも信じるに足ると思った原因が有れば名誉棄損に問われない」等の不備があるのに加え、生成AIの問題に一切触れられていないのは不適切です。全く話になりません。意図して避けているように感じられます。そこを見直しもせずにやるべきではありません。	【個人】	頂いた御意見については、本改定案の改定箇所ではありませんが、御指摘の記載は判例で摘示された内容を記載したものであり、違法情報ガイドラインをもって名誉毀損に関する法的解釈を行っているものではありませんが、今後の各法令における対応の動向等も踏まえつつ、今後のガイドラインに関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見(16)		考え方(16)

名誉棄損について「仮に摘示された事実が真実でなくても行為者において真実と信ずるについて相当の理由がある場合には、故意もしくは過失がなく、名誉毀損は成立しない」と有るが、昨今 SNS で問題になっているが、「エコーチェンバー」だ。 SNS のアルゴリズムにより、エコーチェンバー内で生まれた虚偽情報は 共有・拡散・循環し、このガイドラインの通りだと、容易に「他人から聞いたので信じた」と 責任を回避できてしまう状態になっている。(虚偽情報を撒く側は、それを承知で悪用している。) SNS 以外の信頼に足る情報源(新聞、学術サイト、当事者からの情報など)によるファクトチェック(事実確認)を促す為にも、この様なエコーチェンバー内の無責任な虚偽情報・誹謗中傷も、名誉棄損として取り締まるべきだ。 【個人】	頂いた御意見について、違法情報ガイドラインは、情プラ法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。）」がある場合」を例示したものであり、違法情報ガイドラインをもって名誉毀損に関する法的解釈を行っているものではありません。取締りについては、執行当局において行われるものと考えます。
意見(17) 名誉感情侵害について、「社会通念上許される限度」と書かれているが、昨今の SNS の様に、多くのフォロワーを抱える「インフルエンサー」に至っては、たった 1 つの投稿のみで、たちまち拡散されその投稿で誹謗・中傷を受けた人間に多大な不利益を生じさせる。 その上、拡散された誹謗中傷・デマ・フェイク画像・フェイク動画などは 回収・削除が不可能であり、拡散した個人々人への責任追及も困難となる。 また、いわゆる「灰めかし」で、婉曲的に糾弾する手口も多々見られ、これを看過するのは適当ではないだろう。 投稿数などに関わらず、被害者本人や社会的に与えた影響の方を重視すべきではないか。 【個人】	考え方(17) 頂いた御意見については、本改定案の改定箇所ではありませんが、御指摘の記載は判例を例示したものであり、違法情報ガイドラインをもって名誉毀損に関する法的解釈を行っているものではありません。
意見(18) いわゆるネット上の虚偽情報について示されているが、最も問題になっているはずの「生成 AI による虚偽情報」について、一切示されていないのはおかしいではないか。 生成 AI による著作権侵害、文書捏造、フェイク画像・フェイク動画・猥褻物の生成は、ソーシャルメディアにおいて大きな問題になっている。 ガイドラインに大きく項目を設け、規制方針を示すべきだ。 【個人】	考え方(18) 頂いた御意見について、違法情報ガイドラインは、情プラ法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。）」がある場合」を例示したものであり、違法情報ガイドラインをもって「生成AIによる虚偽情報」を含むインターネット上の情報に

	関して新たに規制を行うものではないため、原案のとおりとさせていただきます。今後の各法令における対応の動向等も踏まえつつ、今後のガイドラインに関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見(19)	考え方(19)
生成AI(LLM)による権利侵害、生成AI(LLM)を用いた権利侵害に対処する法律・ガイドラインがあってほしいです。また、生成AI(LLM)の使用そのものを制限してほしいです。 生成AIには様々な種類があります。chatGPT、Grok、Gemini、Copilot、Claude、Midjourney、Stable Diffusion、DALL・E3など。そのどれもが、開発段階から「学習データが違法なものである」という問題があります。 生成AIの学習データには、児童性的虐待素材(CSAM)、災害や戦争被害者の画像や動画、違法な手段で入手した医療関係の画像や動画、盗作、無断利用(インターネット上にある文章・画像を権利者の許可を取らずに使用したもの)が含まれています。 すでにOpenAIやGemini、Stable Diffusion、Midjourney等がユーザーおよび被害者から訴訟され、CEOや技術者が「生成AIの学習データはインターネットから無差別に集めた」と認めています。 そして、上記のように「権利者の許可を取らずに使用したもの」が学習データに含まれていることで著作権・肖像権の侵害が起きています。また、生成AIを悪用したディープフェイクの問題、詐欺の問題があります。 日本(国内)における「生成AIを活用する」というのは、すでに危険な行為です。 また、現状の生成AIのほとんどが海外産である以上、生成AIを使うことは、海外の企業に日本人の個人情報とお金が出流していくことになります。 生成AIを使うと、生成AIで出力したデータは海外のサーバーに送られることになります。日本国民の個人情報	頂いた御意見について、違法情報ガイドラインは、情プラ法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。）」がある場合」を例示したものであり、違法情報ガイドラインをもって「生成AIの使用そのもの」を規制するものではないため、原案のとおりとさせていただきます。今後の各法令における対応の動向等も踏まえつつ、今後のガイドラインに関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

報、政治家の個人情報、行政のシステム、それらに付随する「秘匿すべきデータ」が海外に預けられることになります。 個人情報の保護や機密保持の観点でも、生成AIは危険だと思います。 【個人】	
意見(20)	考え方(20)
【意見1】外国政府・外国資本による組織的SNS数字操作を権利侵害情報に明示すること 総務省 情報流通行政局 御担当者様 情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン改定案について意見を申し上げます。 現状の問題点 現行ガイドラインは名誉毀損・わいせつ・薬物等の権利侵害情報を規定していますが、以下の新しい類型への対応が不十分です。 韓国政府の文化輸出戦略と連動したK-POPファンによる組織的投票操作・再生数操作・ハッシュタグ操作が日常的に行われています。また中国企業・政府系組織がbotを使ってSNS上のトレンドを人工的に作り出し、日本市場での消費者行動や株式市場の投資判断に影響を与えています。 特に深刻なのは、これらの組織的數字操作をAIが「本物の市場動向」として学習・分析し、個人投資家の株式取引判断に誤った情報を提供するリスクです。有価証券の相場変動を目的とした風説の流布(金融商品取引法違反)に類する行為が、SNSを通じて組織的に行われている可能性があります。 具体的な意見 第一に、本ガイドラインの「その他」区分に「外国政府・外国資本の支援を受けた組織による計画的なSNS数字操作(bot・組織票・人工的トレンド生成)」を権利侵害情報の類型として明示してください。 第二に、金融商品取引法違反情報の区分に「SNSを通じた組織的な株価・商品評価の人工的操作」を追加してください。AIが参照するSNSデータの品質を守ることは投資家保護の観点から急務です。 第三に、大規模特定電気通信役務提供者(Meta・TikTok・X等)に対して、外国政府関連アカウントによる組織的投稿の検知・開示義務を本ガイドラインに盛り込んでください。 第四に、削除申出の受付において「外国政府・外国資本関連の組織的情報操作」を独立した申出類型として設け、一般の誹謗中傷とは別のルートで迅速に対応できる体制を整備してください。 日本のSNS空間を外国勢力による情報操作から守るため、本ガイドラインへの上記規定の追加を強く求めま	頂いた御意見について、違法情報ガイドラインは、情プラ法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。)がある場合」を例示したものであり、大規模特定電気通信役務提供者に対して新たな義務を課すものではないため、原案のとおりとさせていただきます。

す。 出典：情報流通プラットフォーム対処法(2025年4月施行) 【個人】	
意見(21)	考え方(21)
「被害者や周囲に発覚させないよう、アクセスを制限して(被害者をブロックするなどして)裏で情報を晒し続ける」という現在のサイバー犯罪や組織的いじめは、極めて悪質かつ普遍的な手口であり蔓延しています。 被害者が被害に気付けないため、削除請求もできず、警察への相談(告訴)や証拠保全が遅れ、その間に加害者側だけで情報が拡散・共有されてしまいます。 この「被害者の盲点をついた権利侵害」に対し、プラットフォームが能動的・自動的に検知して削除(送信防止措置)を行える具体的な仕組みを、ガイドライン第26条(削除基準の策定)に盛り込んでいただきたいです。 【意見の対象となる箇所】 総務省：特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン(プラットフォーム事業者が自主的に行う送信防止措置の基準・検知システムに関する部分) 【意見の趣旨】 組織的ハッキング等の犯罪において、加害者が「被害者やその関係者アカウントをブロック・非表示にすることで被害の発覚を遅らせ、裏で隠蔽しながら権利侵害情報を流通させる行為」を自動的に検知し、プラットフォーム事業者が被害者からの申告を待たずに(あるいは第三者通報等に基づき)自動的かつ能動的に送信防止措置を講じるための具体的な仕組みをガイドラインに明記することを求めます。 【意見の具体的理由・提案内容】 1. 被害者隠蔽型(ステルス型)権利侵害の定義と自動検知フラグの導入 加害者が情報を晒す直前、または同時に、被害者やその推定関係者(相互フォローや頻繁に連絡を取るアカウント)を一斉ブロックまたはミュートする挙動は、犯罪発覚を免れるための典型的なパターンです。 提案：ガイドラインの第26条(自主的削除の基準)において、「特定の個人に関するプライバシー情報や名誉	頂いた御意見について、違法情報ガイドラインは、情プラ法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。)がある場合」を例示したものであり、違法情報ガイドラインをもって、プラットフォーム事業者に対して新たな義務を課すものでも免責するものでもないため、原案のとおりとさせていただきます。

棄損情報を投稿する前後に、その対象者を系統的に遮断(ブロック等)する行為」を著しく悪質な権利侵害の兆候(ステルス型侵害)として定義すること。

具体的仕組み:プラットフォーム内のアルゴリズムにおいて、以下の条件が重なった場合に自動的に「要望視・自動制限フラグ」が立つ仕組みの導入を推奨する。

- ① 過去にハッキングや不正ログインの履歴、または乗っ取りの蓋然性があるアカウントによる投稿
- ② 投稿内に特定の個人名、住所、写真、またはそれらを推測させるキーワードが含まれている
- ③ その投稿とほぼ同時期に、該当する個人(被害者)のアカウントをブロック、または該当個人から見えないコミュニティ(鍵付きだが多数が参加、限定公開等)で流通させている。

2. 被害者本人がアクセス不能な領域における「第三者通報・AI監視」による自動削除

被害者本人が加害者からブロックされている、または裏グループ(非公開コミュニティ)に情報を晒されている場合、本人は削除請求(送信防止措置の申出)を行うことすら不可能です。

- ① 提案:本人以外の第三者(一般ユーザーや、警察・民間ホットライン等の信頼されたモデレーター、あるいはAI監視システム)が該当の非公開・隠蔽された権利侵害情報を検知した場合、プラットフォームが「被害者が認知できていない状態であること」を考慮し、本人の申出をまたずに一任で自動削除・アカウント凍結ができる基準を明確にすること。
- ② 免責の拡大:本人からの直接請求がなくても、上記のような隠蔽工作が行われている場合は、事業者が自主的に削除しても発信者(加害者)に対して損害賠償責任を負わない(法的な免責が確実に認められる)旨をガイドラインで担保すること。

3. 犯罪捜査への迅速な証拠保全とシームレスな自動連携

加害者が「被害者が気づかれないうちに情報を拡散し、目的を達したら投稿を消して逃げる(ワンタイム型)」ケースや、警察に相談させないための隠蔽工作に対し、自動削除と同時に証拠を残す必要があります。

- ① 提案:プラットフォームが上記システムによって隠蔽型の権利侵害を自動検知し、自動削除(送信防止

措置)を行った場合、「被害者が気づいていない場合であっても、加害者の通信ログや投稿内容、ハッキングの痕跡等の証拠データをプラットフォーム側で自動的に保全・隔離保存する義務」をガイドラインに定めること。 ② 効果:これにより、被害者が後から被害を知った際にも、すでにデータが消えていて捜査ができないという事態を防ぎ、警察へのスムーズな証拠提出(法第24条当に関連する連携)が可能になります。 【結び】 「被害者だけに見せないようにして、裏で社会的破滅に追い込む」という手口は、現在のプラットフォームの仕様(ブロック機能など)を悪用した、きわめて狡猾な犯罪行為です。 被害者が「気づけない」以上、被害者発信の削除請求に頼る従来のガイドラインでは対応できません。プラットフォームがその隠蔽工作(システム上の挙動)そのものを異常検知し、能動的・自動的に送信防止措置を講じるとともに、裏で証拠を100%保全する仕組みをガイドラインとして義務付けることが、犯罪捜査の進展と被害者救済における最大の鍵となります。 【個人】	
意見(22)	考え方(22)
ネット上の情報の流通を管理・削除するガイドラインの改定において、警察および行政機関の裁量が拡大されることに對し、強い警鐘を鳴らす。 これまで、通信の自由やプライバシーの保護を口実に、行政が恣意的に情報を統制する動きが目立つ。今回のガイドライン改定が、権力側の都合で「権利侵害」を定義し、批判的な言論や不都合な事実を隠蔽するための道具として悪用されることを、私は断じて許さない。権力によるネット上の言論統制は、民主主義の根幹を腐らせる行為である。 インターネットという公共の空間において、何が権利侵害で何が正当な批判であるかの判断基準が、不透明な会議室で警察とプラットフォーム事業者の間で決められる現状は異常である。私は、現行の監視体制や行政への不信感が払拭されることはない。今後、このガイドラインが恣意的に運用され、市民の口を封じるような事態が発生した際には、行政の責任を徹底的に追及する。このガイドラインが言論の自由を侵害する「管理装置」ではなく、真に個人の権利を守るための最後の一线であることを、厳しく要求する。	頂いた御意見について、違法情報ガイドラインは、情プラ法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。)がある場合」を例示したものであり、違法情報ガイドラインをもってプラットフォーム事業者に対して新たな義務を課すものではなく、削除基準にどのような内容を規定するかについては、各事業者の自主的な判断に委ねられています。

【個人】	
意見(23)	考え方(23)
本ガイドライン改定案(第26条に関するガイドライン)に対し、主に以下の観点から懸念を抱き、反対いたします。 1. 民間SNSでのマイナンバー等を用いた本人確認への反対 なりすまし・誹謗中傷対策を名目とした過度かつ厳格な本人確認の義務化は、民間プラットフォーム事業者における重大な個人情報漏洩リスクを高めるだけでなく、国民の表現の自由の萎縮や監視社会化につながる懸念があるため反対します。 2. 行政への信頼性と国民負担のバランスの欠如 政治や行政の透明性・運用に関する国民の信頼が十分に確保されていると言い難い現状において、国民に対して一方的なリスクや管理強化、手続的負担を強いる方針には納得できず、慎重であるべきだと考えます。 【個人】	頂いた御意見について、本改定案は「本人確認の義務化」や「国民に対して一方的なリスクや管理強化、手続的負担を強いる」ことを内容としていないため、原案のとおりとさせていただきます。
意見(24)	考え方(24)
提出意見： 海外では、ギャングストーキング、エレクトロニックハラスメントと呼ばれるブレインマシーンインターフェイス等を利用した電磁波によるテクノロジー犯罪が日本国内においても横行しております。これにはどめをかけるガイドラインを是非作成くださいますようお願いします。日本国内でも数千人以上の被害者が存在しています。 【個人】	頂いた御意見については、本改定案に関係のない内容であるため、本意見募集の対象外として取り扱います。
意見(25)	考え方(25)
このガイドラインが表現の自由をはじめ様々な自由や権利を侵害するのではないかと心配しています。 1. わいせつ関連について以前からおもっていることですが、性器が確認できるかどうかについて、警察機関が一方的に決めつけている面があり、公正ではなく、基準もあいまいに感じます。これでは表現の自由を委縮させてしまいます。なので、警察関係者が一方的に決めずに完全に独立した第三者機関による調査などにより、表現者が安心して自分の作品をアップロードできる環境を守ることを強く望みます。	頂いた御意見については、本改定案に関係のない内容であるため、本意見募集の対象外として取り扱います。

2.ここに書くことではないのかもしれませんが刑法175条は明治時代に作られた法律がもとになっており、現代の価値観などにそぐわないと考えます。また、警察機関のリソースを費やす必要のある事だとは到底思えませんので、廃止や死文化を望みます。 3.売春に関してですが、個人間の自由恋愛や性交を伴わない付き合いにまで問題にし、自由恋愛の権利を侵害するのではないかと心配しています。成人同士や年の差が五歳以下の未成年間の恋愛については問題にしないよう強く求めます。 これからもインターネットが安全かつ自由に表現でき、様々な言論による議論や討論が行われる空間であることを強く望みます。 【個人】	
意見(26)	考え方(26)
・インターネット等の通信 TVが勝手にオーロラ画面になる。電源を入れてなくてもビデオのDVDの所が勝手に開閉する。携帯もいじられることがある。 ・携帯の電話帳 氏名や電話番号が勝手に入っていたり、消えてしまう事がある。 ・電話を邪魔される 病院に電話した際に、20分以上繋がらない。(病院に限らず、回線を変えることができる?) →病院に聞くと、20分も待たせることがないと言われることがほとんど。 電話がいきなり切れたり、がさつな音が入ったりする。 ・携帯の写真 写真が消えることがよくある。 ・パソコンも動かなくなる時がよくあり、広告がよく入る。 ・郵便物がよく届かないことがあった。 通信の品質やセキュリティ強化を進めて頂きたい。 【個人】	頂いた御意見については、本改定案に関係のない内容であるため、本意見募集の対象外として取り扱います。